

後期高齢者医療制度

## 75歳以上

(障がいのある方は65歳から)

年1回の更新の時期が迫っています!

# 『保険証の一齐更新』 『令和元年度保険料額』のお知らせ

**保険証**が新しくなります  
**減額認定証**

現在使用している保険証は

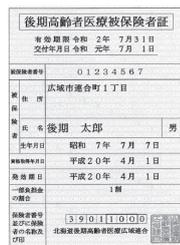
**有効期限 令和元年7月31日** までです。

7月中旬までに新しい保険証と減額認定証を  
自宅に郵送します。

(交付申請をしている方のみ)

**有効期限は1年間** (令和元年8月1日~令和2年7月31日)

◆**保険証**



◆**保険証**

「桃色」  
から「橙色」  
に変わります

◆**減額認定証**

「水色」  
から「黄緑色」  
に変わります

◆**減額認定証**



**有効期限を過ぎた保険証・限度額認定証は使用できません。個人情報の取扱いに注意し、廃棄してください。**

## 減額認定証について

新たな減額認定証について、次の交付要件に該当している方には申請書を送付しています。  
お手元に届きましたら、お早めに住民課戸籍保険グループまたは両出張所へ申請してください。

- 区分Ⅰ～ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
- 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
  - 老齢福祉年金を受給されている方

区分Ⅱ～ 世帯全員が住民税非課税である方

## 保険料額について(7月に個別にお知らせします)

計算方法

**均等割**  
【一人当たりの額】  
**50,205円**



**所得割**【本人の所得に応じた額】  
(平成30年(2018年)中の所得-33万円)  
**× 10.59%**



**1年間の保険料**  
【限度額62万円】  
(100円未満切り捨て)

※医療費通知は全受診者(令和元年1月~6月に受診された方)に送付されます。  
ご自身の健康状態の把握や健康管理にご活用ください。また、確定申告にも利用できます。

## 保険料の軽減について

### ① 均等割の軽減(年額)

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

※この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります(50,205円→25,102円)。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
【平成30年度(2018年度)における8.5割軽減の区分】 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
【平成30年度(2018年度)における9割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割	7割	
33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+51万円×(被保険者数)以下	2割	2割		

お問い合わせ：北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)または住民課戸籍保険グループまで